

国民スポーツ大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国民スポーツ大会に参加し、その発展に貢献したものに対し行う「国民スポーツ大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会（いずれも本大会）に通算 30 回以上※、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

※令和 5 年までに開催された国民体育大会を含む

2. 表彰

本会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、本会及び本会加盟団体（都道府県体育協会、中央競技団体）が行う。

本会加盟団体は、別紙様式 1 及び 2 により該当者を本会会長へ推薦する。

4. 表彰者の決定

国民スポーツ大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民スポーツ大会本大会時に行う。

6. 附則

この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。